



報道発表資料

山形労働局発表
令和元年7月24日（水）

| | |
|--------|------------------|
| 担 当 | 山形労働局労働基準部健康安全課 |
| | 健康安全課長 鈴木 義 和 |
| | 地方産業安全専門官 山本 信 孝 |
| | 電話 023-624-8223 |
| | FAX 023-624-8235 |

関係団体等から 506 人が参加し 524 事業場の安全パトロールを実施

—県下一斉安全パトロールの実施結果がまとまる—

山形労働局（局長 河西直人）は、全国安全週間（7月1日～7月7日）の7月2日（火）に実施した県下一斉安全パトロールの実施結果を下記のとおり取りまとめた。

本安全パトロールは、全国安全週間の取組の一環として、山形労働局・労働基準監督署等が県内の労働災害防止団体、事業者団体、事業場等に県内一斉の安全パトロールの実施を呼びかけて実施したものである。（別添参照）

記

1 実施概要

安全パトロールは、県内の労働災害防止団体、事業者団体など58団体から506人が参加し、142班を編成して、県内各地の製造業、建設業、木造家屋建築工事業、陸上貨物運送事業、林業、小売業、社会福祉施設の事業場又は現場（以下「事業場」という。）の合計524事業場を対象に安全パトロールを実施した。

| 署別の 実施状況 | 団体数 | 班 数 | 参加者数 | 事業場数 |
|-------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 山 形 | 13 (13) | 50 (44) | 167 (142) | 214 (197) |
| 庄 内 | 16 (17) | 25 (63) | 122 (120) | 92 (101) |
| 米 沢 | 16 (16) | 27 (26) | 97 (94) | 100 (112) |
| 新 庄 | 7 (8) | 12 (12) | 53 (51) | 49 (53) |
| 村 山 | 6 (6) | 28 (28) | 67 (66) | 69 (69) |
| 合 計 | 58 (60) | 142 (173) | 506 (473) | 524 (532) |

注：（ ）は、平成30年の数字

2 安全パトロール実施結果

安全パトロールが行われた524事業場のうち、山形労働局作成の安全点検表を使用した493事業場について集計した結果は、次のとおりであった。

(1) 改善の必要な事項があった事業場の割合（表1）

安全点検表に基づいた点検の結果、何らかの改善が必要な事項のある事業場は、全体の22.7%で、前年より5.4ポイント減少した。

業種別にみると、木造家屋建築工事業48.0%、建設業10.7%、林業7.4%、製造業3.9%、陸上貨物運送業3.7%、社会福祉施設0%であった。

前年に比べると、林業49.7ポイント、木造家屋建築工事業2.9ポイント、建設業5.6ポイント、製造業で15.4ポイント減少し、陸上貨物運送業は0.3増加した。

表1

| | 製造業 | 建設業 | 木造家屋建築工事業 | 陸上貨物運送事業 | 林業 | 小売業 | 社会福祉施設等 | 合計 |
|-------------|---------------|----------------|----------------|--------------|---------------|--------------|-------------|----------------|
| 安全パトロール事業場数 | 77 (83) | 84 (104) | 196 (189) | 107 (118) | 27 (21) | 0 (0) | 2 (5) | 493 (520) |
| 改善を要する事業場数 | 3 (16) | 9 (17) | 94 (96) | 4 (4) | 2 (12) | 0 (0) | 0 (1) | 112 (146) |
| 比率 % | 3.9 (19.3) | 10.7 (16.3) | 48.0 (50.8) | 3.7 (3.4) | 7.4 (57.1) | --- (---) | 0 (25.0) | 22.7 (28.1) |

注：() は、平成30年の数字

(2) 業種別の主な改善を要する事項

パトロール員が安全点検表を用いて点検を行った結果を業種別で見ると、それぞれの業種において以下のような改善が必要な事項が認められ、現場において参加したパトロール員から事業場に対して改善の必要性や改善方法などについて助言、指導を行った。

その結果、複数の項目について助言、指導を受けた事業場があった。

ア 製造業では、「安全衛生管理体制に係る項目」が3件、「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の取り組みを行っていない」が2件、その他が3件であった

イ 建設業では、「墜落防止対策・昇降設備の確保を行っていない」が8件、「熱中症対策を行っていない」が3件、その他が1件であった。

ウ 木造家屋建築工事業では、「足場の組立・墜落防止対策」が42件、「移動はしご等の昇降設備の不備」が36件、「保護帽を着用していない」が17件、「墜落制止用器具を使用していない」が15件、「携帯丸のこ盤の安全装置を無効にしている」が10件、その他が22件であった。

エ 陸上貨物運送事業では、「安全衛生管理担当者の職務励行、作業指揮者の未選任、ロールボックスの取扱い、腰痛防止対策を実施していない」が各々1件であった。

オ 林業では、「伐倒作業の合図及び振動障害防止対策を実施していない」が各々1件であった。

カ 社会福祉施設では、指導事項がなかった。